

野生生物法ネット ニュース

NEWS
No.6
2002 2. 23

野生生物保護法制定をめざす
全国ネットワーク事務局：
〒169-0073
東京都新宿区百人町 2-5-5-205
TEL.03-3365-0416
郵便振替：00100-1-140878

野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク事務局通信

CONTENTS： 野生生物保護法制定に向けて クマから見た鳥獣保護法
クマ保護プロジェクトに参加を 新・生物多様性国家戦略について
新・生物多様性国家戦略についてのネットの意見
特定鳥獣（ニホンザル）保護管理計画の実効性を求める要望書

野生生物保護法制定に向けて

代表世話人 本谷 勲

21世紀も2年目に入った。前世紀からの課題であり、私たちの運動目標でもある野生生物保護制度の状況はどのような位相にあるのだろうか。

生物多様性国家戦略という名の国の行動計画の見直し作業が進められている。ニュージーランドのような徹底した行動計画書などと比較すると、抜本的な見直しにはなりそうにない。

また、今開かれている定例会に、いわゆる鳥獣保護法の改正案が提出され、審議されることになっている。その改正は環境省の担当者も認めているように小規模に止まるもので、さらなる改正を目指した検討の場を、すでに1月末に発足させたようである。しかし、それも私たちネットが考えている内容からはほど遠い、中程度の改正についての検討になりそうな気配がする。

環境省は私たちとは反対の立場の人たちの意向を気にして、中立的な姿勢を崩さない。しかし、人間社会と野生生物というこの問題は、はたして立場に相違のある人間の間だけで論議していいものだろうか。

地球温暖化が現実の課題として懸念され、オゾン層の破壊による有害紫外線の地表到達が危機感を持って認識され、自然の権利が国際的に承認されようとしている今日、鳥獣の立場からの法制度の検討こそ重要なのではあるまいか。

野生生物の運命をはじめ地球自然の将来は、まさに人間の判断に委ねられている。判断の働きは人間の脳にあり、その脳が動物一般に較べ格段の発達をとげ、人間をして人間たらしめている。しかし、脳を幾分発達させたのは人間の労働によるとしても、発達の素地を持つ脳は霊長類や哺乳類のすべてに共通するものでもある。そもそも脳という構造を編み出したのは、脊椎動物一般の獲得である。いわば、人間は霊長類や哺乳類、脊椎動物の歴史的な発展なくしては地球上に存在し得なかったはずであろう。人間の脳の発達を準備したこれらの動物たちは、人間が人間の都合だけで、動物たちを迫害するような事態を望んだであろうか。

環境省、国会議員に対する働きかけ、保護法を要求する世論の高まりを目指したこれまでの活動を一層強化しなければならないことを痛感する次第である。

クマから見た鳥獣保護法

野生生物保護法制定をめざす全国ネットワークでは、より多くの市民に野生生物を保護する法律制定の必要性を認識してもらうために、「クマ保護プロジェクト」を立ち上げます。クマはみなさんもご存知のように、これまでの法律では保護しきれないという問題点を良く表わしていると思われるからです。 (坂元雅行 世話人(野生生物保全論研究会)+事務局)

レッド・データ・ブック記載種を種の保存法による保護対象に

クマは、ワシントン条約で絶滅を心配されている種ですが、日本国内にも絶滅の恐れのある群れがあります。たとえば広島や岡山などに住む「西中国個体群」といわれるクマの群れがそうです。

日本には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」がありますが、この法律では日本にいるクマという種類全体が絶滅しかからなければ保護の対象とはされません。西日本でクマが絶滅しかけていても、東日本にはまだクマがいるので、全体としては保護しなくてもいいという考えです。しかし、現実には、まず孤立した個体群から絶滅が始まっていくのです。環境省が作っている絶滅のおそれのある種を掲載した「レッド・データ・ブック」には、地域的な個体群についても書き込まれていますが、これが法律として生かされていないことが、大きな問題となっています。ぜひともこの2つにある矛盾をなくして、レッド・データ・ブックに掲載されている地域個体群も種の保存法に加えるように、法律を書き換えなければなりません。

将来絶滅を危ぶまれる種については、予防的保護措置を

西日本のクマのように孤立している群については、保護区破壊・分断行為の規制、保護区制度を生物多様性保全を目的とするなどの予防的な保護措置を必要とします。1999年に改正された「鳥獣保護及狩猟二関スル法律」では、クマのような絶滅のおそれのある地域個体群については都道府県が「特定鳥獣保護管理計画」を作ることを推奨しています。この計画で、クマの生息地を保護し、また、安易に「有害駆除」をするのではなく、クマも生かして被害も防ぐための保護管理計画を作るよう求めています。しかし、この計画は義務ではないので、資金も人材も十分ではない地方では、なかなか計画を立てにくい実情があります。もともと狩猟規則として制定されたこの法律では、広く野生生物を保護するためには限界があるのです。

今まさに絶滅のおそれのある地域個体群を守ることはもちろん、減少している地域個体群についても絶滅が心配されるような状態にしないだけでなく、その数を回復していくための保護の方法が求められています。とくに、相当広いエリアを行動範囲とするクマについては、ひとつの地域や都道府県のレベルだけでなく、もっと広範囲で連携して守って行くような解決策が求められます。たとえば、保護区を繋ぐ回廊をつくるなどのような考え方も必要です。

法律の目的のなかに生物多様性保全、自然環境保全を掲げる

国の基本方針である「生物多様性国家戦略」でも野生動物は国民の共有財産であると明記しています。趣味のスポーツハンターだけが日本の山野を自由にしたいというものではありません。冬季の狩猟シーズンに、クマは鳥獣保護区以外は原則どこでも狩猟が許されています。一般の人々にとっては、クマよりも、どこでやっているかわからない鉄砲やわなの方が危険なことが多いのです。現行の原則どこでも狩猟が許される制度を、原則どこでも禁猟にし、狩猟は管理された猟区でのみ許可されるような仕組みに転換すべきです。

さらに、クマにとっての大きな脅威は、生息地の破壊とともに、「有害駆除」の対象とされることです。有害駆除の許可は、場所や季節と無関係で、通年で駆除が許可され、鳥獣保護区でも許可

されます。

さらに何の「被害」も出していないというのに、イノシシ用の檻やわなにかかって、毎年かなりの数が殺されています。これは「間違っただけ」というので、狩猟・有害駆除の統計にも入りません。

それから、東日本ではクマによる何の被害もないのに行われる「春グマ駆除」というがあります。これは春先の4～5月、山奥のまだ巣穴にいるクマをねらって行われるもので、駆除の名を借りてはいますが実質は狩猟です。この頃のクマの胆嚢が高く売れるためと言われます。しかし、狩猟シーズン外の狩猟ですから、狩猟規則をないがしろにした違法行為に等しいものです。

「有害駆除」が野生動物に与える悪影響を最小限にするためには、捕獲許可の基準と手続きを決める必要があります。また、それが守られているかを把握するためには公的機関による実施、または公的機関による監視など、実効性のある方法が求められます。

わなの使用の制限・禁止も必要です。特に、野生動物に苦痛を与えたり、無差別に殺すようなわなは禁止すべきです。

捕獲物の商業的な流通を禁止する

クマがこのようにたくさん殺され続ける背景には、クマの胆嚢が薬として高くで売れることに一因があります。このために、密猟や、被害の実態がない「有害駆除」(違法捕獲)を生む結果になっています。さらに、日本だけでなく、外国のクマの胆嚢の密輸を通じて、国外のクマ保護の脅威にもなっていることも忘れてはなりません。

クマだけでなく、サルなども同じように、「有害駆除」の名目で実験動物として売買が行われていることを考えれば、有害駆除した動物の利用を禁止する必要があります。また、ワシントン条約に違反して輸入された野生生物やその製品の取引も厳しく取り締まる事ができるように、譲渡規制のあり方を見直す必要があります。

「有害駆除」から「農林水産業に対する被害の防止」に

こうした問題点をふまえて被害問題について考えるなら、鳥獣の保護増殖、危険防止とともに、法律の目的とされている「有害鳥獣駆除」のあり方を大きく転換させる必要があるのです。安易な、あるいは違法な有害鳥獣駆除を無くしていくためには、被害対策を前面においた「農林水産業に対する被害の防止」に転換することが必要です。また、被害対策として補償制度を充実させることも、問題の解決には不可欠でしょう。

市民の協力と監視、科学的な情報などの共有と合意形成

これまで述べてきたことを実効あるものにするためには、市民による監視や研究者による科学的な知見の集積、行政との協力関係など、幅広い理解、協力が必要となります。そして、市民が施策の立案や実行に係わるような仕組みを作っていくことが大切です。

「春グマ駆除」をしている県でのクマの駆除・狩猟頭数

	駆除(春グマ駆除)	狩猟	合計
秋田県			
H10年度	77(44)	58	135
H11年度	184(71)	33	217
H12年度	86(71)	51	137
H13年度	402(54)		
【H13年11月15日まで】			
山形県			
H10年度	99(49)	36	136
H11年度	193(5)	43	236
H12年度	91(53)	44	169
H13年度	191(52)		
【H13年10月31日まで】			
新潟県			
H10年度	42(41)	14	66
H11年度	192(72)	31	223
H12年度	117(78)	17	134
H13年度	195(81)		
【H13年11月15日まで】			

「クマ保護プロジェクト」に参加を

2001.12.1

野上ふさ子 世話人(地球生物会議)

クマなどの人との軋轢を生じる大型ほ乳類は、有害駆除がほとんど歯止め無く行われ、孤立した個体群は絶滅の危機にさらされています。クマの観点から見たとき、現在の野生動物保護制度のどこに問題と限界があるか、またどのようにすれば保護管理を効果的に実施できるかがよくわかります。

野生生物法ネットでは、この程「クマ保護プロジェクト」を立ち上げ、以下のような活動を進めることといたしました。まず、12月1日に開催された「世界の注目を浴びる日本のクマ」のシンポジウムに協賛し、会場でこのプロジェクトへの協力と参加を呼びかけました。引き続き、鳥獣保護法やワシントン条約に関わる諸問題についてシンポジウム、キャンペーン等を重ねていく予定です。関心のある皆さまの参加とご協力をお願い致します。

[趣 旨]

野生のクマの危機的状況

日本では森林の大規模な経済開発と人工林化が進み、そこを主要な生息域とする日本のクマ(ヒグマ、ツキノワグマ)の生息地は分断される一方です。それに加えて、クマは低い死亡率と低い個体群増加率で特徴づけられる動物であるにもかかわらず、長年、高い水準の捕殺が続いています。狩猟と有害駆除を合わせて千数百頭の捕殺は、野生のクマの推定個体数(ツキノワグマが1万頭前後、ヒグマが約2,000頭)の10数%にも及びます。

被害防止対策の欠如

日本ではクマによる人身被害の懸念や農林業被害の発生を制御するための適切な保護管理策が全くといってよいほど確立していません。したがって、めばしい被害防除策も取られぬままクマが人間の居住地に出没した場合、直ちに駆除されるという悪循環が続いています。さらに、いわゆる「春グマ猟」のように、農業被害などを含めて現実に被害が発生していないことはもちろん、具体的な危険も発生していない段階で「被害が予察される」と称して安易な有害駆除が広く行われています。

捕獲個体の商業利用

この適切な保護管理政策の欠如自体クマの保護にとって大きな問題ですが、過剰な有害獣駆除の直接の原因とされている「予察される被害」の背後には、駆除したクマから取り出される胆嚢(コウタン)の高い商業的価値があります。

飼育における福祉の問題

一方、飼育下のクマは約1500頭程度と推計され、そのうちの1000頭がいわゆる「クマ牧場」に収容されているヒグマとツキノワグマです。クマ牧場の多くは元々春グマ駆除で捕獲された子グマを飼育して商業利用する意図で作られ、現在では毎年何十万人もの国内外の観光客が訪れています。ほとんどの施設がクマの生態や習性を無視した劣悪な飼育状態で、クマの生態や行動について誤った理解を与えかねません。

このように、日本におけるクマの保護をめぐる問題には、野生個体群の保護管理、捕獲個体の利用、飼育動物の福祉という3つの側面があります。多くの人々にこのようなクマの状況を包括的に知らせ、私たちに何ができるかを提案していきたいと思えます。

クマの絶滅という差し迫った問題に対処するためには、あまり時間がありません。さし当たって、以下の事項を目的として、このプロジェクトを発足いたします。関心のある皆さまのご参加、ご協力をお願いいたします。

[活動計画]

1 広く国内外にクマ問題の現状を知らせること。

具体的例：12月1日、WSPA（世界動物保護協会）との協力によるシンポジウムを開催し、日本のクマ問題を国際的に発信。2002年春に鳥獣保護法に関連する問題のシンポジウムを開催、2002年秋にはCITESに関連するシンポジウムを開催予定。

クマの狩猟・駆除数

	ツキノワグマ		ヒグマ		合計
	狩猟	駆除	狩猟	駆除	
1995	728	658	107	122	1615
1996	479	1246	126	210	2061
1997	539	667	94	112	1412
1998	492	666	141	217	1516
1999	549	1473	132	208	2362

2 都道府県が策定する「第9次鳥獣保護事業計画」の中に、クマの地域個体群を回復させるための特定鳥獣保護管理計画を位置づけさせること。

3 「生物多様性国家戦略」の中にクマ保護のために重要な事項を記述させること。

2001年12月中に提言を行ない、2002年1～2月のパブリックコメントに多数の意見が寄せられるよう、市民に働きかけること。

生物多様性国家戦略に盛り込まれるべき事項の例：生物多様性を保全するためには、地域個体群レベルで絶滅を予防しかつ個体群を回復させなければならないこと、大型ほ乳類の保護は森林生態系における生物多様性保全の要であること、クマのように商業的に利用されることが絶滅のおそれのある原因となっている地域個体群を含む種については、広くかつ徹底的に需要と流通をコントロールしていかなければならないこと、以上のような方針を実行に移すための具体的な行動計画を記述すること、など。

4 2002年の通常国会（1月～6月）で予定されている鳥獣保護法改正にあたって、クマ保護のために重要な事項を盛りこまれるよう、働きかけること。

鳥獣保護法とその関連法令に盛りこまれる事項の具体例：

クマの狩猟の禁止、予察駆除の禁止、わなの規制（特に錯誤捕獲、過剰捕獲の回避など）、胆嚢を含め捕殺した駆除個体の廃棄、胆嚢等の流通禁止、鳥獣保護員の公募制の導入など。

5 2002年11月に開催されるワシントン条約締約国会議（チリ）へ向けてクマ保護のためのキャンペーンを行なうこと。

6 改正動物愛護法にもとづく展示動物の基準の改正へ向けて提言すること。

提言の例：クマ牧場、私設動物園などにおける福祉の向上、および都道府県条例での危険動物の規制強化、有害駆除された幼獣の適正な取り扱いの処置など。

7 駆除された生きた個体（幼獣など）や劣悪な環境の飼育施設から救護すべき個体の収容施設の整備について提言を行なうこと。

新・生物多様性国家戦略について

世話人 草刈秀紀

先般、「新・生物多様性国家戦略」が2月21日より3週間のパブリックコメントに掛けられた。野生生物保護法制定をめざす全国ネットワークの主要な世話人のメンバーは、昨年春にスタートした生物多様性国家戦略懇談会を皮切りに、中央環境審議会自然環境・野生生物合同部会、生物多様性国家戦略小委員会の傍聴を積極的に行なってきた。また、昨年12月16日には、8団体共催（東大農学部生命科学研究科、WWF ジャパン、日本自然保護協会、日本野鳥の会、保全生態学研究会、日本鳥類保護連盟、日本生態系協会、野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク）による「シンポジウム：新・生物多様性国家戦略を考える～新たな人と自然との関わりを求めて～」を行なった。

今回の「新・生物多様性国家戦略」は、1995年にはじめて作成された国家戦略(ホッチキス戦略)と比べると大きく踏み込んだ内容になっている。しかしながら、他省庁との摺り合わせの作業の中で環境省としてどうしても押し通せないところが多々見られている。特に周囲を海で囲まれた日本では陸と同じように重要な位置をしめる海洋の生物多様性については、環境省の担当外であったために十分な問題提起がなされたとはいえない。選ばれた小委員会の委員のなかにも専門家がいなかったために、委員会内での討議も行われないうままに固執する水産庁の強硬なあり方を突破できず、全体とくらべると奇異な記述が散見し、国家戦略としては問題の多いものになった。また、鳥獣保護法に関連した部分は、3年前の附帯決議の内容については、曖昧な表現になっていることも問題である。別頁、ネットワークの意見を参照していただきたい。

3週間のパブリックコメントで皆さんにお願いしたいこと。

「新・生物多様性国家戦略(案)の前文は、環境省のホームページや環境省自然環境局自然環境計画課<03-3581-3351(内線6437)>に連絡すれば入手できます。パブリックコメントでは、現在ある文章内容を修文する形で意見することが重要です。

例えば：

「・・・附帯決議において、国全体の鳥獣の生息状況の把握、鳥獣の保護管理を担う専門的な人材の育成、水鳥の鉛中毒の防止等について適切な措置を講じることが求められており・・・」については、

「・・・附帯決議において、野生鳥獣の保護を一層明確にした法制度、鳥獣による農林業者の被害救済措置、公的機関が主導する捕獲体制の強化、野生鳥獣の保護管理のための国と地方の責務の一層の明確化等の具体策につき早急に検討すること、鳥獣の保護管理を担う専門的な人材の育成、水鳥の鉛中毒の防止等について適切な措置を講じることが求められており・・・」と変えるべきである。

と言う具合に、文章自体を明瞭に修文した意見を出すことがポイントです。一人でも多くの方々の意見をお願いします。

【生物多様性国家戦略に関連する情報は全て、次のページに掲載されています。
<http://www.biodic.go.jp/nbsap.html>】

新・生物多様性国家戦略についてのネットの意見(案)

野生生物は、私たちもその一部である地球環境を守るために欠くことのできない貴重な存在です。いま、その生息地は日々失われ、分断され、多くの生物種が絶滅しつつありますが、日本では未だ野生生物を効果的に保護するための法律が存在しません。野生生物とその生息地の保護は、生物多様性の要として社会的・政治的重要課題の一つであり、対策が急がれます。

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(鳥獣保護法)の見直し、および制定10年を迎える「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律(種の保存法)に実効力を持たせるための見直しの必要性、およびこれらの法律を抜本的に改正して「野生生物保護法」へと体系化させるべく、以下の事項を記載されるよう要望いたします。

1. 関係する法の目的に、生物多様性の保全あるいは自然環境の保全を掲げること。

鳥獣保護法、種の保存法などの関連法の「目的」の中に、生物多様性および自然環境保全の概念を導入し、国家戦略の内容との整合性をもたせること。

2. 『種の保存法』が制定されて10年経たが、国内外における野生生物種の絶滅の速度はますます進み、法律の実効性が薄いことが明らかになっている。レッドリストに記載された約2660種をすべて種の保存法の対象とすべきである。

素案第4部171ページ(4)「種の保存に係る調査研究の推進」に次の記述を付け加えること。

「種の絶滅を防止するのが精一杯の『種の保存法』を、保護のための特別措置を必要としない状態まで種を回復させる『野生生物保護法』の制定にとりかかります。」

(1999年衆参両院での付帯決議)

3. 素案第4部、172ページには、(2)「鳥獣保護区の設定と管理」が述べられているが、狩猟制度に関しては何の記載もない。

よって、下から5行目に次の記述を挿入されたい。

「近年、自然と親しむ野外活動が広がっており、各地で狩猟による人身事故が絶えず、大変危険な状況になっています。現行の『原則どこでも狩猟可』から『管理猟区でのみ狩猟を許可する』制度に転換することが必要になっています。」

素案第4部172ページ(2)「鳥獣保護区の設定と管理の項」に次の記述を加えること。

「しかし、農林業被害等における有害鳥獣駆除は、鳥獣保護区においても無制限に行われており、猟期とも無関係に捕獲が行われることから、駆除対象種以外の野生鳥獣や生態系に与える影響は少なくありません。今後、種や地域によっては鳥獣保護区における有害駆除のあり方の見直しを図ります。

173ページ(3)「野生鳥獣の捕獲規制」の項に次の記述を付け加える。

(鳥獣保護員についての末尾に)

「減少、高齢化するハンターに依存しない職業としての鳥獣保護監視員制度を設けます」を付け加える。

(捕獲個体の取り扱いについて)

「駆除個体の利用を禁止します。また、野生鳥獣は本来、野にあるべき存在であり、これを愛玩飼育することは全面的に禁止します。」

(捕獲の方法について)

「捕獲の手段としてのとらばさみ、括りわな、箱わななどは、野生動物を無差別殺傷する恐れが高く、イノシシ用のわなにクマがかかるなどのいわゆる錯誤捕獲が増えています。わなの規制を強化するとともに、標識のない違法なわなの摘発を積極的に進めます。猟犬については、山野に遺棄し、野犬化させないこと、人や家畜への危害の防止に努めるよう、啓発普及をはかります。」

素案第4部173ページ(4)「野生鳥獣の保護管理」に関連して次の記述を加える。

(「有害鳥獣の駆除」から「農林水産業に対する被害の防止」への転換)

「野生動物との共存のために、有害駆除のあり方を再検討し、被害防止対策を優先する仕組みの導入を図ります。」

「担い手となる狩猟者の確保を図ると共に、狩猟の適切な管理を進めます」に続けて

「野生生物に関わる調査や研究は、長期的・継続的な取り組みが必要不可欠であることから、保護管理の担い手として、自然保護・野生生物保護に関わる市民団体や一般の人々を対象に人材育成を図ります。」

173ページの下から11行

「・・・附帯決議において、国全体の鳥獣の生息状況の把握、鳥獣の保護管理を担う専門的人材の育成、水鳥の鉛中毒の防止等について適切な措置を講じることが求められており、・・・」を以下のように修正する。

「・・・附帯決議において、本法施行3年後を目途の見直しに向けて、野生鳥獣の保護を一層明確にした法制度、鳥獣による農林業者の被害救済措置、公的機関が主導する捕獲体制の強化、野生鳥獣の保護管理のための国と地方の責務の一層の明確化等の具体策の検討、国全体の鳥獣の生息状況の把握、鳥獣の保護管理を担う専門的人材の育成、水鳥の鉛中毒の防止等について適切な措置を講じることが求められており、・・・」

素案第4部173ページ6行目に、次の記述を付け加えること。

「地域的に絶滅の恐れのある地域個体群は狩猟鳥獣からはずし、それらの保全・回復のための計画策定を義務付けます。」

素案第4部174ページ6「野生鳥獣の救護体制等」の項に

「鳥獣保護センターに保護収容された鳥獣は、個体の福祉に配慮して飼育し、可能な限り野生復帰を目指します。野生復帰が不可能な個体については、その理由を明らかにし、自然保護や野生動物に関する知識の普及、野生動物の飼育における福祉等、啓発事業に努めます。」

4. 素案第4部175ページ3. 「移入種(外来種)等生態系への攪乱要因への対策」の項に次の記述を挿入する。

「野生動物の輸入規制の強化

海外から大量に野生動物が輸入され、海外の生態系を脅かし、種の絶滅を加速させているばかりか、国内で遺棄されることにより、国内の生態系へも甚大な脅威を与えています。

例えば、南西諸島では交雑が起こり、固有の種の遺伝子が汚染されています。さらに、近似種においては、国内における密猟の隠れ蓑になっている。従来輸入規制を強化し、危険な動物については、輸入を止めることを含めて検討する必要があります。また、流通を監視する必要があります。」

5. 海洋の生物多様性について

海生哺乳類の保護について

今回、海洋生態系の大きな要である海生哺乳類が保全対象とされたことは非常に大きな成果であったと評価する。しかし、水産庁は総じて生物多様性保全にたいしては消極的であり、利用に傾きがちである。そのため、希少な海の生物多様性保全の施策に具体性を欠く。特に、大規模な展開が可能な遠洋についての記述は熱心だが、それに比して、沿岸域の保全については、土木開発が先行して見るべきものが少ない。

周辺を海に囲まれた国土を考えれば、より積極的な保全の策が望まれる。

素案第1部21ページクジラについて「個体数が大幅に増加した種もあり生態系のバランスが崩れているという指摘もあります」という記述は指摘している主体があいまいで、他の記述との整合性を欠いている。また、生態系のバランスについては、水産庁も不確定としているものであって、あえてここに挿入する必然性はない。

従って15行目の「一方」から「その利用を図るとともに」までを削除。

素案第4部147ページ6節漁業1

基本的考え方第2パラグラフ「第二次大戦後我が国の漁業は...順調な発展を続け」とあり、技術の進歩によって沿岸から沖合い、そして遠洋へと展開したかのように記述されているが、実際は第1部48ページ3行目にあるように「埋め立てや水質汚染等...沿岸漁業の生産量が減少」した結果。

従って、

「第二次大戦後、我が国の漁業は、過度の利用と沿岸の開発等により、沿岸での操業に限界をきたし、また、公海自由の原則と漁労技術、流通、加工技術の進歩もあいまってその操業は沿岸から沖合いへ、沖合いから遠洋へと展開させましたが、現在は、海洋保全条約等国際的な保全への転換の流れのなかで、より積極的に海洋の保全に努めます。」に差し換える。

素案第4部150ページ3「鯨類資源への対応

商業捕鯨をめぐるIWCの議論の経過からすると、モロトリアムの設定は乱獲に対して「持続可能な利用」を実現するための手段として設定されたものであり、それなりの効果をあげているところである。したがって、3行目の「(モロトリアム)決定が見直されるよう」を「遵守しつつ」に変更

特定鳥獣保護管理計画の実施に当たり、市町村に捕獲の権限が降りた場合の問題事例紹介

2002 (平成14)年2月8日

特定鳥獣(ニホンザル)保護管理計画の実効性を求める
要 望 書

滋賀県大津市京町4-1-1

滋賀県知事

国松善次 様

(所籍:琵琶湖環境部自然保護課)

野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク
代表世話人 本谷 勲

滋賀県では、平成14年度より、第9次鳥獣保護事業計画に基づき特定鳥獣(ニホンザル)保護管理計画の策定を検討されています。この計画は、長期的かつ総合的に特定の鳥獣について科学的手法を用いて保護管理の施策を講じようとするもので、今回県がニホンザルの計画を他県にさががけて取り組まれていることを評価いたします。

しかし、この計画の実効性に関しては、以下の点で大きな疑念があります。

さる2月2日に、滋賀県の愛東町が、野生ニホンザルを虚偽の「学術捕獲」の名目で捕獲し、国立滋賀医科大学に実験用に違法譲渡していたことが報じられました。それによると、以下のような違法、不正行為があったと判断されます。

愛東町の違法行為

愛東町は、以下の3点において明らかに鳥獣保護法違反行為(第1条ノ5)を侵していました。その内容も以下のように悪質なものです。

- 1、県から檻による捕獲許可が出されていないにも係わらず捕獲したこと。
- 2、生態調査(学術捕獲)と偽って、有害駆除を行ったこと。
- 3、生態調査と偽って、動物実験用に捕獲したこと。
(学術捕獲は、野生鳥獣の保護管理を目的とする研究に限定されている)
- 4、違法に捕獲したニホンザルを滋賀医大に引き渡したこと。

滋賀医大の違法行為

また、滋賀医大の方も、町との馴れ合いで以下の不正行為を行っていました。

- 1、飼養許可書の添付がないこと(違法捕獲であること)を知りながら、愛東町からサルを譲り受けたこと。
- 2、また、そのまま数ヶ月も無許可飼養していたこと。

特定計画の実施には市町村の協力が必要不可欠ですが、現場において鳥獣保護法さえ周知・遵守されていない状況では、果たしてこの計画がどのように実効性を以て運用されるか不明です。また、特定計画は従来のような場当たりの有害駆除ではなく、科学的、計画的保護管理を手法として導入することとなっています。その実行のためには、少なくとも計画期間内(5年間)におよび専門担当者の配置、市町村レベルにおける継続的モニタリングおよびその予算措置等が必要です。

については、計画の策定にあたり、最低限以下の方針を明確にされるよう求めます。

- 1、銃および檻によるサルの捕獲および飼養の許可権限を県に引き上げること。
- 2、市町村は県の特定鳥獣保護管理計画に協力義務があり、それに基づいて被害対策を実施すること。
- 3、実験動物用にサルの捕獲が行われるなどの不正行為を禁止すること。
- 4、科学的、計画的保護管理を実施するために担当部局に専門職を配置すること。
- 5、継続的モニタリングの必要性和予算を伴うその実効性の保証。

なお本件のような違法行為の再発を防ぐため、関係者に対する厳正な処置を取られるように要望致します。

以 上

野生生物保護法制定を求める署名活動にご協力ありがとうございました。4万人の署名が届いています。国会での論議に向け、さらに増やしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

事務局から

・鳥獣法改正「3年後の見直し」が予定される今期通常国会ですが、環境省は1999年の附帯決議に関して、特定鳥獣保護管理計画の特定が行われたばかり、あるいはこれからというところが多いため、評価できる段階ではないなどの理由から、見直しの内容を2段階に考えています。今回は・障害者の特定の変更 ・違法捕獲個体の流通、飼育を禁止する ・捕獲個体の遺棄に対して罰則をもうける等とともに法文のひらがな化を行う予定です。その上にたち、1月25日にスタートした検討会で付帯決議内容に沿った制度について検討する予定です。ネットとしても今年度の法改正、および今後の抜本的法改正に向けて働きかけて行きましょう。

入会のご案内

年会費・個人 ¥3,000円 / 1口

団体 ¥6,000円 / 1口

7月(創立時)から1年間

振込先

(郵便局)振替口座 00100 - 1 - 140878

加入者 野生生物法ネット

通信欄に1.住所・氏名 2.職業 3.団体名 4. Eメール

(銀行)三井住友銀行・麹町支店

普通口座 8482066

加入者名 野生生物法ネット

別途はがきで1.住所・氏名 2.職業 3.団体名 4. Eメール

を会員申し込みとお書きの上、付け加えてください。

団体申し込みの場合は、代表者・担当者名もお忘れなく。

ネットワークの連絡体制

会員には、適宜ニュースレターをお送りするほか、電子メールまたはファックスによる情報提供をいたします。

メーリングリストの登録を希望される方は、

e-mail:zb4h-kskr@asahi-net.or.jp まで、以下を記入して申し込んでください。

subscribe wildlife-law < 貴方のメールアドレス > end / 住所、氏名、電話、ファックス